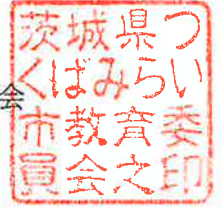


つくばみらい市教育委員会規則第2号

つくばみらい市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月25日

つくばみらい市教育委員会



つくばみらい市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

つくばみらい市教育委員会事務局組織規則（平成18年つくばみらい市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（参事）

第8条の2 事務局に参事を置くことができる。

2 参事は、上司の命を受け、特定業務を処理する。

第9条の表中

「

室長	室	室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課（室）長補佐	課（室）	課（室）の事務を整理し、課（室）長を補佐する。

」を

「

課長補佐、室長	課（室）	課（室）の事務を整理し、課長を補佐する。
---------	------	----------------------

」に

改める。

第10条中「前2条」を「前3条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。